

中小企業者及び個人事業主においては令和3年4月から7月まで、認定農業者及び漁業者においては令和3年4月から12月までのいずれかの月の店舗等の売上（山口県その他団体から受けた補助金等は除く）が、前年又は前々年同月比で20%以上減少し、且つ前年又は前々年の比較する対象月が含まれる事業年度において、売上高の月平均が20万円を超えている中小企業者に20万円を、個人事業主等に10万円を交付します。

がんばれたがせ！地元事業者経営維持給付金申請要領

趣旨

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者に対し、経営の維持を支援するために給付金を交付します。

給付金額

中小企業者（中小企業基本法上の中小企業者）：1事業者あたり20万円

個人事業主（町内に事業所を有する者）：1事業者あたり10万円

認定農業者又は漁協の正組合員：法人の場合1事業者あたり20万円

：個人の場合1事業者あたり10万円

※50%以上の株式を保有する場合や、代表者が複数の店舗等で経営している場合は同一事業者とみなし、1事業者分の給付となります。1事業者1回限りの交付で法人・個人の重複は不可とします。

給付対象者

次に掲げる要件を満たす法人、個人事業主、認定農業者、漁協の正組合員等を給付対象とします。

(1) 中小企業者は、町内に店舗・事務所・事業所を有する下記の事業者とします。

中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

中小企業基本法上の「会社」に含まれる会社及び法人

会社法上の会社等	・株式会社 ・合名会社 ・合資会社 ・合同会社 ・(特例) 有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）
士業法人	・弁護士法に基づく弁護士法人 ・公認会計士法に基づく監査法人

<ul style="list-style-type: none"> ・税理士法に基づく税理士法人 ・行政書士法に基づく行政書士法人 ・司法書士法に基づく司法書士法人 ・弁理士法に基づく特許業務法人 ・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

(2) 中小企業基本法の中小企業に該当しないものは下記のとおりとします。

<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人 ※個人開業医は個人事業主として対象となります ・農事組合法人（認定農業者は除く） ※会社法の会社又は有限会社の農業法人は該当します ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人 ・一般社団、財団法人 ・公益社団、財団法人 ・学校法人 ・有限責任事業組合（LLP） ・組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）
--

(3) 個人事業主（フリーランスを含む）は、町内に事業所（自宅兼事務所を含む）を有し、主たる事業収入があることとします。ただし、事業者の住民票が町内で、事業所が町外にある場合は対象となりません。また、給与収入、雑所得であっても、これらの収入の支払元との雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入である場合は対象とします。

(4) 町内で経営を行う認定農業者又は山口県漁業協同組合田布施支店所属の正組合員。

(5) (2) のほか、次に該当するものは支援の対象外とします。

- ① 令和3年以降に創業（設立・開業）した者。
- ② 中小企業基本法第2条第1項に該当しない大企業及びみなし大企業。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員と関係を有する者。
- ④ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項又は同条第13項第2号に規定する営業を営む者。
- ⑥ 市町村税について滞納がある者。
- ⑦ その他、町長が給付金を給付することが適当でない判断する者。

給付要件

▶令和2年以前から事業による収入を得ており、（雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入の場合は、雑所得・給与所得も可）今後も事業を継続する意思があること。

▶中小企業者及び個人事業主においては、令和3年4月から7月までのいずれかの月で町内に所在する店舗等の売上高が前年（令和2年）又は前々年（令和元年）の同月比で20%以上減少していること。

【新規創業特例】令和2年8月以降に創業した場合、令和3年4月から7月のいずれかの月と、創業月から令和2年12月までのいずれかの月の売上高を比較して20%以上減少していること。

▶農水産業者においては、令和3年4月から12月までのいずれかの月で売上高が前年（令和2年）又は前々年（令和元年）の同月比で20%以上減少していること。

▶前年又は前々年の比較する対象月が含まれる事業年度において、店舗等の売上高の月平均が20万円

を超えていること。

【新規創業特例】令和2年中に創業した場合は、創業月から令和2年12月までの売上高の月平均が20万円を超えていること。

提出書類

申請書等は、田布施町のホームページからダウンロードできます。また、下記の提出書類がない場合は、給付金の交付は受けられませんので、「申請書類確認シート」で確認し、書類の添付漏れに注意ください。

中小企業者・個人事業主及び認定農業者・漁協正組合員共通

▶がんばれたぶせ！地元事業者経営維持給付金申請書兼請求書（様式第1号又は様式第2号）
▶令和元年又は令和2年の比較する対象月が含まれる事業年度の売上が月平均20万円を超えていることを証明する書類として、該当年の収受日付印（e-Taxの場合は「受信通知」）のある確定申告書類の写し

【法人の場合】確定申告書別表一、法人事業概況説明書（両面）

【個人の場合】A 青色申告の場合 確定申告書第一表、所得税青色申告決算書

B 白色申告の場合 確定申告書第一表、収支内訳書

※上記書類が存在しない場合は、事業所得金額の記載のある市町が発行する所得証明書、または税務署が発行する納税証明書（その2所得金額用）の写しを添付してください。ただし、売上高の月平均が20万円を超えていることが確認できない場合、別途該当年の売上高が確認できる資料を求めることがあります。中小企業者で新規創業等により事業継続期間が短く確定申告ができていない場合は、税理士から事業収入額の確認を受けた書類を添付してください。

▶雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動に限り、確定申告書類に「給与」または「雑その他」の収入に記載している場合は、①～③の書類の中からいずれか2つ

①業務委託等の契約書の写しまたは契約があったことを示す書類

②支払者（業務委託先）が発行した支払調書または源泉徴収票の写し

③支払があったことを示す通帳の写し

※②の源泉徴収票を提出する場合は、①との組み合わせが必須。

▶本人確認書の写し

【法人の場合】法人謄本または抄本 【個人の場合】運転免許証または住民票等

▶振込先口座通帳の写し（金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人等（カナ）が分かるもの）

中小企業者・個人事業主

▶令和3年4月から7月までのいずれかの月で町内に所在する店舗等の売上高が令和元年又は令和2年の同月比で20%以上減少していることが確認できる書類（令和2年8月以降に創業した場合は、創業月から12月までのいずれかの月と今年の比較対象月の売り上げ台帳の写し等）

▶令和2年8月以降に創業した場合は、それを証明する書類

【法人の場合】履歴事項全部証明書の写し（設立日が令和2年8月1日から12月31日のもの）

【個人の場合】開業届または事業開始等申告書など、開業日、所在地、代表者、業種、書類提出日がある書類の写し（開業日が令和2年8月1日から12月31日のもの）

- ▶個人事業主においては、町内店舗等における分類した業種の営業実態が分かる確認書類の写し
(例) 店舗等の所在入りの請求書や領収書、各種営業許認可証・開業届等
- ▶個人事業主においては、町外に住民登録がある場合は、納期が到来した市町村税の完納証明書又は滞納のない証明書等

認定農業者・漁協正組合員

- ▶令和3年4月から12月までのいずれかの月で売上高が令和元年又は令和2年の同月比で20%以上減少していることが確認できる書類
- ▶業種別の事業者要件を満たしていることを証する確認書の写し
【農業者の場合】 田布施町が発行した農業経営改善計画認定書
【漁業者の場合】 山口県漁協が発行した出資払込済証明書

交付の決定・振込

申請書を審査の上、交付の決定を行い、決定通知書及び振込通知書を申請者に郵送します。不交付の場合は、交付しない理由を明記した不交付決定通知書を申請者に郵送します。

交付が決定した場合は、申請書兼請求書に記載された指定口座に給付金を振り込みます。口座振込日は交付決定後の毎月10日、25日頃となりますが、振込までの期間は、記載漏れや修正、添付書類の不足などの不備がなかった場合、申請受付後、1ヶ月程度が目安となります。

申請期限までに申請書類の不備が解消されない場合は、申請を取り下げたものとみなされます。

申込方法

提出先は「田布施町商工会」となります。提出にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送にてご提出ください。

〒742-1511 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施814-1 田布施町商工会 宛て

申込受付期間

中小企業者・個人事業主

- ▶令和3年8月23日(月)～10月22日(金) 当日消印有効

認定農業者・漁協正組合員

- ▶令和3年8月23日(月)～令和4年2月28日(月) 当日消印有効

問合せ先

- ▶受付窓口 田布施町商工会 TEL: 0820-52-2983

※申請手続きに関するご相談について、上記問合せ先までご連絡ください。

- ▶事業について 経済課 TEL: 0820-52-5805